

～「相続」「遺言」「生前贈与」「売却」では限界がある～ 家族信託を活用した自社株の承継対策

司法書士・行政書士・家族信託専門士・家族信託コーディネーター やまぐち かずひと 山口 和仁

1. 事業承継信託に取り組んだきっかけ

私が家族信託に取り組んだのは、2016年7月に知り合いの税理士からの依頼で、認知症対策のための信託を組成したのが初めてでした。続いて同年11月に、その税理士の顧問先の事業承継に関して相談を受けました。

2. 相談の内容

相談の内容は以下のとおりです。

A（76歳）は、小売業を営む株式会社甲（以下、「甲社」という）の代表取締役を務めており、自社株の100%を所有しています。年の離れた妻B（39歳）を自分の後継者にしたいと考えています。妻Bは、8年前から甲社の経理を担当しており、3年前からは甲社の取締役を務めています。

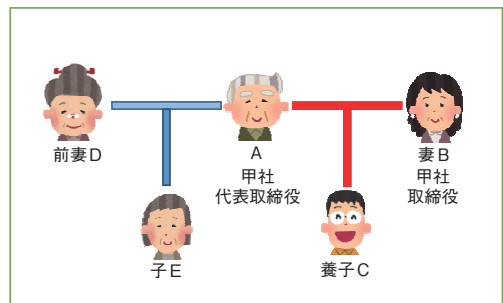
Aは、6年前に妻Bと再婚した際に、妻Bの連れ子C（15歳）を養子にしています。

Aには、12年前に離婚した前妻Dとの間に子E（46歳）がいますが、離婚後、前妻D・子Eとは音信不通の状態です。

Aは、子Eには将来においても甲社の経営にはタッチして欲しくないと思っています。

Aは自分が元気なうちは甲社の経営に携わりたいと考えていますが、高齢のため自分が認知症になったときや、大きな病気にかかったときの甲社の経営を心配しています。

Aの財産は、ほとんどが自社株であり、他にわずかな預金があるのみです。



3. 書類による確認

以下の書類を用意してもらい、甲社の内容を確認しました。

(1) 甲社の登記事項証明書・定款

役員構成の確認、株券の発行・不発行の確認、株式譲渡制限規定の有無の確

認、種類株式発行の有無の確認のため甲社の登記事項証明書および定款を用意してもらいました。

(2) 甲社の株主名簿

甲社は株主名簿を作成していなかったため、代わりに法人税確定申告書の別表二のコピーを用意してもらい、株主構成を確認しました。

(3) 甲社の貸借対照表・損益計算書

貸借対照表と損益計算書から甲社の財務状態と経営成績を確認しました。

4. 自社株の評価

自社株の評価は、貸借対照表の純資産の額を発行株式総数で割ることにより概算で算出することができますが、正確な評価額ではありません。特に会社が含み益の大きい土地や有価証券を多く所有している場合には、この方法では自社株の評価額の信憑性がさらに低くなります。

財産評価基本通達に基づく自社株の評価方法は、専門的で難しいため税理士・公認会計士に評価の依頼をするのが無難です。

今回は、子Eの遺留分を計算する必要があったため、Aの承諾を得て、税理士に自社株の評価を依頼しました。すると、Aが所有している自社株(100%)は、1億3,000万円の評価となりました。

5. 後継者の意思確認

Aの想いだけでなく、後継者となる妻Bの意思も確認する必要があります。Aは、妻Bを自分の後継者にしたいと考えていますが、妻B自身が甲社の経営を

承継する意思がなければ、事業承継は上手くいきません。

今回の場合、妻Bは、既に甲社の取締役として経営に関与しており、将来的に甲社の経営を承継する意思がありました。

6. 信託を使わない方法の検討

(1) 何もしない場合

甲社の株主はA 1人であるため、Aが認知症になった場合には、甲社の株主総会で議決権を行使できる者がいなくなってしまう、甲社の経営はデッドロックしてしまいます。

さらにAが死亡した場合には、Aが所有する自社株の4分の1は子Eの法定相続分となります。

(2) 成年後見制度を利用する場合

Aが認知症になったときに家庭裁判所に申立てをして成年後見人を選任した場合には、成年後見人が議決権を行使することになります。

しかし、資産総額が多額なAの場合は、司法書士や弁護士などの専門職が成年後見人につくことがあり、この場合には、甲社にとって経営上、適切な意思決定がなされるとは限りません。

(3) 遺言を利用する場合

Aが自社株を妻Bに相続する旨の遺言を作成したとしても、Aが認知症になったときは、甲社の議決権行使についての対策にはなりません。

また、子Eから遺留分減殺請求(遺留分割合8分の1)がなされる可能性があります。

(4) 生前贈与を利用する場合

甲社の自社株を、Aの後継者である妻Bにすべて生前贈与した場合には、多額の贈与税が発生します。

また、生前贈与したと同時に、自社株の議決権がすべて妻Bに移ってしまうため、元気なうちは甲社の経営に携わりたいというAの希望を叶えることができません。

(5) 種類株式の利用の検討1 (拒否権付種類株式)

Aに拒否権付種類株式(黄金株)を1株与えて、残りの普通株式(議決権)を妻Bに生前贈与する方法が考えられます。

しかし、拒否権付種類株主は、株主総会の決議や取締役会の決議について承認するか、拒否するかのものでありません。

この場合でも拒否権付種類株式以外の普通株式を生前贈与する際に、多額の贈与税が発生してしまいます。

(6) 種類株式の利用の検討2 (無議決権種類株式)

Aは、子Eには甲社の経営に一切タッチして欲しくないと思っているため、子Eの遺留分相当額の無議決権種類株式を発行して子Eに贈与する方法が考えられ

ます。

しかし、この場合でも子Eに無議決権種類株式を生前贈与する際に、贈与税が発生してしまいます。

7. 事業承継信託のスキーム構築

ここで家族信託の登場です。

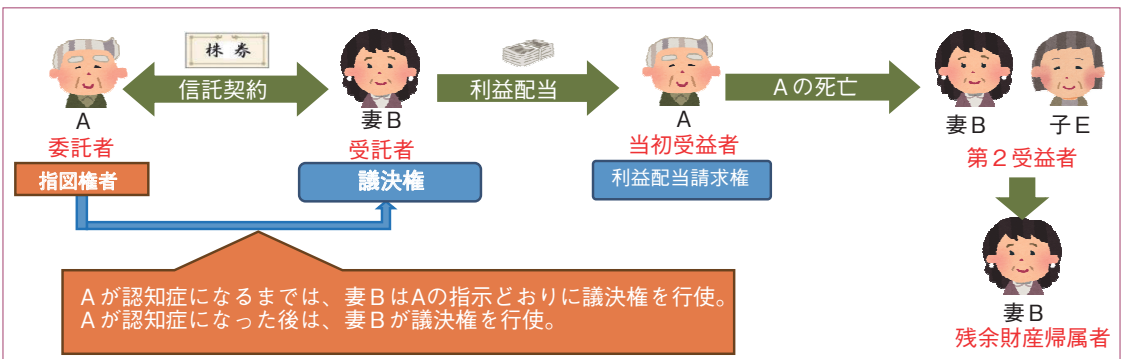
Aが所有する甲社の自社株全部を信託財産として、Aを委託者兼当初受益者、妻Bを受託者とする信託契約を締結します。自益信託であるため信託契約締結時に贈与税は発生しません。そして、Aが亡くなった後の第2受益者として妻Bと子Eを指定して、それぞれの受益権割合は、子Eの遺留分割合を考慮して妻Bが8分の7、子Eが8分の1とします。

Aが死亡した際に、妻Bと子Eに相続税が発生します。しかし、妻Bは相続税の配偶者控除があるのでほとんど税金は発生しません。残余財産帰属者として妻B(妻Bが信託終了時に死亡していた場合には養子C)を指定します。

8. 指図権の利用

Aは、当面は甲社の経営に携わりたい

家族信託活用のスキーム図



という希望を持っていたため、Aを指図権者とし、受託者である妻BはAの指図に従って議決権を行使することになります。Aが認知症になるなど、妻Bの議決権の行使について指図することができなくなった場合は、妻Bは自身の判断で議決権を行使することになります。

9. 事業承継を信託で組むメリット

今回の事業承継事案で、家族信託を利用するメリットとして、以下があげられます。

- ① 最終的に議決権を後継者である妻Bに集約できたこと
- ② Aが受託者である妻Bに指図権を行使できるようにし、「元気な間は経営に関与したい」という希望が叶えられたこと
- ③ 将来、Aが認知症等になり、指図権が行使できなくなった時点で、以後の意思決定はすべて受託者である妻Bが行うことになり、スムーズに意思決定権の承継をする仕組みができたこと
- ④ 子Eの遺留分割割合と同じ割合の8分の1の受益権を子Eに与えることにより遺留分対策ができたこと

10. 提案書の作成

提案書を作成してAおよび妻Bにプレゼンをしました。プレゼンをする際は、専門用語の使用は最低限に抑えて、図表などを用いてわかりやすく説明するよう

に心がけました。

提案書の構成は以下のとおりです。

- (1) Aが実現したいこと
 - ① Aの状況
 - ・ Aの現況
 - ・ 家族の現況
 - ・ Aの資産
 - ・ 甲社の株主構成
 - ・ 甲社の役員構成
 - ② Aの希望
- (2) 家族信託以外の方法を利用した場合の対策と課題
- (3) 提案内容
- (4) 家族信託を利用することのメリット
- (5) 他の制度との比較
- (6) 料金の案内

【まとめ】

1. 信託以外の自社株の承継方法の問題点

事業承継をする際に、自社株を後継者に承継する方法として、今までは「相続」「遺言」「生前贈与」「売却」などが主に利用されてきました。しかし、これらの承継方法を利用するには以下のような問題があります。

(1) 「相続」による場合

遺産分割協議により相続人間の話し合いで、自社株の承継者を決定するため現会社オーナーの希望する後継者に自社株を承継することができないこともあります。また、相続前に現会社オーナーが認知症になってしまった場合には、現会社オーナーが所有する自社株の議決権が凍結してしまう問題があります。

(2) 「遺言」による場合

後継者以外の相続人から遺留分減殺請求を受ける可能性があります。また、相続の場合と同様に、遺言作成後に遺言者である現会社オーナーが認知症になってしまった場合には、現会社オーナーが所有する自社株の議決権が凍結してしまう問題があります。

(3) 「生前贈与」による場合

自社株の評価額が高い場合に、贈与税の基礎控除額（暦年贈与の場合は毎年110万円、相続時精算課税は通年2,500万円）を超える部分には、贈与税が課税されます。

また、遺言の場合と同様に、後継者以外の相続人から遺留分減殺請求を受ける可能性があります。

(4) 「売却」による場合

自社株の評価額が高い場合には、後継者が自社株を購入する際に多額の購入資金を用意する必要があります。また、自社株を譲渡した譲渡者には譲渡所得税が課税される場合があります。

2. 自社株の承継方法についての留意点

今後、自社株を後継者に承継する方法を決定するにあたっては、以下の点を留意して進めることが必要であると思います。

(1) 経営承継法の利用

「中小企業における経営の承継の円滑

化に関する法律（経営承継法）」により自社株を後継者に生前贈与をする際に贈与税の猶予を受けることができます。この場合に経済産業省の認定を受ける必要があります。会社は認定を受けるための要件（中小企業庁のホームページを参照）を満たす必要があります。

(2) 自社株の評価額が低い場合

自社株の評価額が低い場合には、「生前贈与」や「売却」を利用することを考慮に入れる必要があります。また、自社株の評価は、ある程度引き下げることが可能です。さらに、無議決権種類株式や拒否権付種類株式などの種類株式を利用することにより柔軟に後継者への議決権集約を進めることができます。

(3) 家族信託の利用

「家族信託」を利用して自社株を後継者に承継することにより、会社オーナーの認知症対策にもなり、事業のスムーズな承継を行うことができるようになります。また、自社株の評価額が高い場合には、自益信託にすることにより信託設定時に贈与税が課税されなくなります（ただし、会社オーナーの死亡時に相続税が課税されます）。



やまぐち かずひと
山口 和仁

大学を卒業してから、税務署勤務、租税研究団体職員、税理士事務所勤務と税務畑を歩いてきたが、ある日突然、法律に目覚め司法書士、行政書士、社会保険労務士の資格を取得した後、独立開業。東京都で不動産登記、商業登記、建設業許可、在留許可を中心に業務を行っている。昨年からは家族信託の組成・契約書作成・登記なども本格的に取り組み始めた。